

令和3年度事業計画決定の件

令和3年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

令和3年度事業計画（案）

令和3年2月に、法制審議会民法・不動産登記法部会において、相続登記の促進を含む所有者不明土地の対応と将来に向け所有者不明土地を発生させないための方策が取りまとめられ、令和3年通常国会で「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」として審議がされ令和3年4月21日に成立した。

この法改正により、相続登記の義務化に伴い相続登記における司法書士の役割を果たすべく、広報、研修、相談体制など様々な対応をしていく必要がある。

特に、令和3年3月1日から日本司法書士会連合会により相続登記に関する「相談受付全国统一フリーダイヤル」が運用開始され、同日「相続登記相談センター」のWEBサイトも公開され、相続登記の相談者への対応が急務である。

また、衆議院第204回国会閣法第55号の民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の中で、新たな財産管理制度において司法書士の積極的な活用が明記され、新たに創設される土地管理人等や、所在等不明共有者の共有持分の取得や譲渡手続、土地所有権の国庫への帰属承認手続についても司法書士は専門家として対応していくことが求められている。

併せて当会では、平成28年度から空き家等対策委員会を設置しており空き家問題について三重県内において「空き家ネットワークみえ」の市民向け相談会など引き続き重点的に対応していく。

最後に、令和2年から新型コロナウイルスの感染が国内で問題になり、ワクチン接種が始まったもののコロナ禍の中でも事業が継続できるよう対応を行っていくとともに、加速するITを利用したリモート化を活用しながら、各種会議の開催方法や組織及び財政について引き続き検討し改善をしていく。

重点事業

1. 民法・不動産登記法改正（相続登記義務化など）への対応
2. 空き家、所有者不明土地問題への対応
3. 長期相続登記未了問題への対応
4. 新型コロナウイルスの感染防止対策
5. 司法書士としての職業倫理の確立
6. 法務局との協調による非司法書士対策への対応
7. 防災対策、災害対策等危機管理能力の向上